

令和 6 年 4 月 1 日より

より便利に

重度障害者タクシー料金助成制度が変わります

主な変更点

変更
1

利用券 1 枚あたりの助成額・交付枚数が変わります。

1 枚あたりの助成額を下げて、交付枚数を増やす※¹ ことで
少しの移動でも無駄なくご利用いただきやすくなります。

計算も
しやすい!

令和 5 年度		
福祉券	830 円	96 枚
透析券	830 円	120 枚
リフト券	2,500 円	96 枚
透析リフト券	2,500 円	120 枚



令和 6 年 4 月 1 日から	
500 円	160 枚
500 円	200 枚※ ²
2,000 円	120 枚
2,000 円	150 枚

※ 1 交付枚数を増やしているため、**年間の助成総額は変更後も同水準**です。

※ 2 透析券のみ、1 人につき 100 枚×2 冊（計 200 枚）交付します。

（透析券以外は変更後も変わらず 1 人 1 冊の交付です。）

変更
2

1 乗車に複数枚の利用券が使えるようになります。

ちょっとそこまでの買い物にも、少し遠くのお出かけにも、
より柔軟にご利用いただきやすくなります。

もっと
遠くまで
行ける!

令和 5 年度

利用可能枚数

1 乗車あたり
1 枚のみ

令和 6 年 4 月 1 日から

福祉券・透析券
（500 円券）

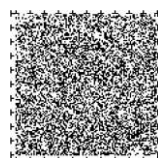
1 乗車あたり
10 枚（5,000 円分）まで

リフト券・透析リフト券
（2,000 円券）

1 乗車あたり
5 枚（10,000 円分）まで

制度変更後のタクシー利用券の使い方など詳しくは
新しい利用券をお渡しする際にあわせてお知らせします。

裏面もご覧ください。



今後の流れ

令和6年

3月15日（金）以降



令和6年度

タクシー利用券
更新交付開始



複数枚利用開始！

4月1日（月）



タクシー利用券
通用開始

更新手続き

については
同封の更新案内を
ご確認ください。



※タクシー利用券の更新はお手続きが必要です。詳しくは同封の更新案内をご確認ください。

※更新のお手続きの時期により、新しい利用券の交付が4月1日以降になることもありますのでご注意ください。

※令和6年3月31日までは、複数枚利用はできません。

お問い合わせ先

令和6年2月20日（火）開設

制度変更やタクシー利用券の使い方などのお問い合わせは

名古屋市重度障害者タクシー利用券コールセンター

TEL 052-766-6616

FAX 052-687-6577

<受付時間>

月曜から金曜（休日除く）
午前9時～午後5時15分

（支所管内にお住まいの方は）

お住まいの区の区役所福祉課障害福祉係・支所区民福祉課福祉係

※コールセンターでは一般的な制度案内が可能です。個人情報を含む内容については、区役所または支所にお問い合わせください。